

1. はじめに

伊賀市の府中地区のような「府中」という地名は、古代の国の役所「国府」が置かれていた場所を示していることが多く、全国各地に見られます。例えば、東京都府中市は武蔵国府、広島県府中市は備後国府に由来します。

伊賀市の「府中」というところも、かつては伊賀国府があった場所と考えられていましたが、地区のどこにあるか確定されていませんでした。しかし、1991(平成3)年度に府中地区で実施された発掘調査によって、国府の中心的な施設である国庁跡が柘植川北岸の坂之下に所在したことが明らかになりました。

伊賀国庁跡は、奈良時代末から平安時代後期にかけて長期にわたり遺構の変遷を追うことができる遺跡として、2009(平成21)年7月に国の史跡に指定されました。その後、伊賀国庁跡の整備に向けて、地元の方々のご協力を得て指定された区域の約25,000㎡の公有化を行いました。今後、伊賀国庁跡を公園として整備するにあたり、国庁跡の規模や構造、整備事業について、「こくっちょ」でお伝えしていきたいと思えます。

2. 伊賀国庁跡について

古代の国府は、かつては方八町(1町は約109m)の広がりをもつ平地部に国庁などの施設があると考えられていました。伊賀市の府中地区で方八町の広がりをもつところは、柘植川と服部川に挟まれた「万町の沖」と呼ばれる印代の東方の沖積地であり、条里地割が良好に残っていたこと、近接する西条に「国府湊」という地名が残っていたことなどから、伊賀国府跡があ



発掘調査された伊賀国庁跡(北から)

ると考えられていました。

1988（昭和63）年、府中地区において農業基盤整備事業の実施に伴い、印代で試掘調査を実施しましたが、国府があった時代の遺構や遺物はほとんど見られませんでした。翌1989年、柘植川北岸の坂之下で調査を実施したところ、奈良時代から平安時代にかけての大型掘立柱建物が見つかり、その後の調査においても、各地の国庁跡に見られる正殿・脇殿に相当する建物や、それらを囲む塀や溝などの遺構が検出されました。このあたりの地名が「こくちよ（国町）」と呼ばれていることも考えあわせ、ここが伊賀国庁跡の有力な候補地とされるようになりました。さらに、1993（平成5）年度の調査で「國厨」と墨で記された土器が出土したことから、坂之下で見つかった遺構は伊賀国庁跡のものであると確定するに至りました。

古代の国庁跡は、現在全国に18例確認されていますが、古代の国の等級（大国・上国・中国・下国）のうち、下国の国庁跡は初めての発見となりました。

伊賀国庁跡は、掘立柱塀と溝によって区画された40m四方あまりの比較的小規模のもので、左右対称に配置された主要施設の正殿・前殿・脇殿は、8世紀末から11世紀中頃にかけて、大きく4期（国庁1期～4期）に分けられます。また、国庁域の範囲は、東は国町川、南は段丘崖、西は農業基盤整備事業前に見られた水田の段差から、東西200m、南北150m程度と考えられています。

出土した遺物は大半が土器で、その多くは土師器皿です。そのほか、須恵器や内側を黒く燻した黒色土器をはじめ、りょくゆうとうき 緑釉陶器・かいゆうとうき 灰釉陶器といった集落遺跡ではあまり見られない土器も出土しています。また、瓦の出土は非常に少ないことから、伊賀国庁跡は瓦葺でない建物であったと考えられています。



伊賀国庁跡から出土した土器



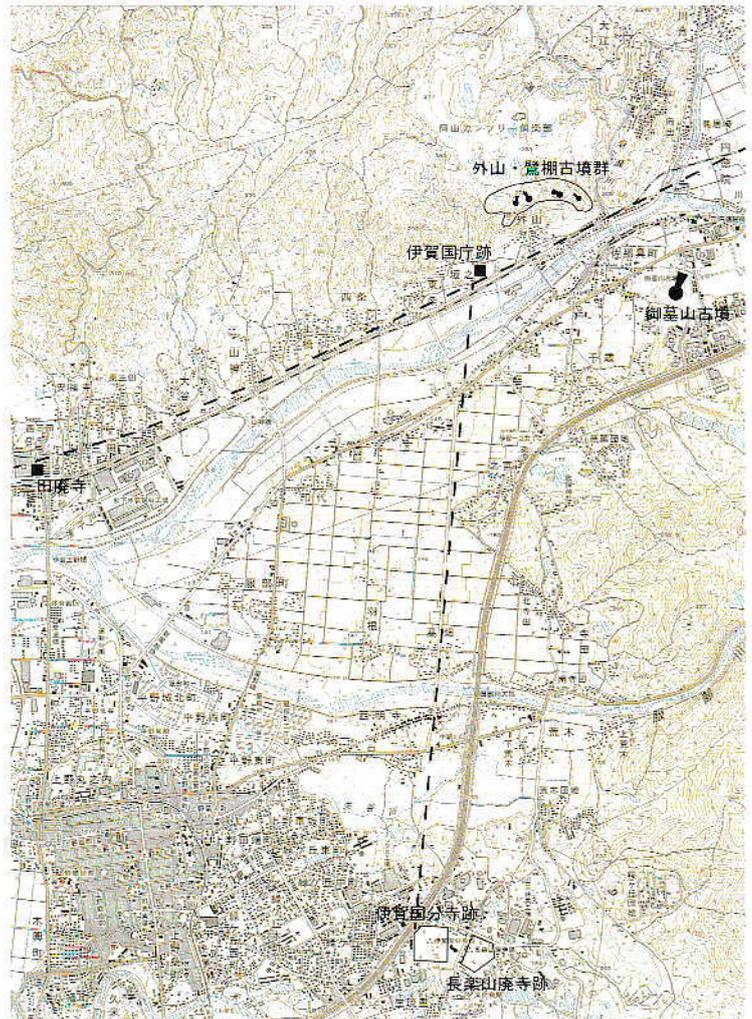
「國厨」と記された須恵器

3. 国庁跡の位置とその意味

伊賀国庁跡が置かれた坂之下は、古代伊賀国のなかでどのような位置にあったのでしょうか。

奈良時代の東海道は、木津（京都府木津川市）から木津川を遡り、島ヶ原を経て、現在のJR関西本線沿いに東へ進み、加太（亀山市）へ抜けるルートでした。東海道のような官道は「駅路」と呼ばれ、国庁跡は、三田廃寺（三田）や新駅家^{にいのみうまや}（官舎遺跡 西高倉・東高倉）の奈良時代の遺跡とともに東海道上に位置します。また、国庁跡から真南には、伊賀国分寺跡、長楽山廃寺跡（国分尼寺）がありますが、国府と国分寺は、伊賀国内の情報を伝達収集する「伝路」と呼ばれる道路で結ばれていたと考えられています。伊賀国庁跡は、駅路と伝路が交差する交通の結節点に位置していました。

また、伊賀国庁跡の北側の丘陵には、4基の前方後円墳を含む外山・鷺棚古墳群があり、南東には三重県最大の前方後円墳である御墓山古墳が所在します。これらは伊賀北部の古墳時代の首長墓群とされています。これまでの研究で、古墳時代に首長墓が築造された場所に近いところに古代の国府が営まれることが多いことが分かっていますが、伊賀国庁跡についても同じようなことがいえます。



伊賀国庁跡と周辺の遺跡

4. 伊賀国庁跡の整備にむけて

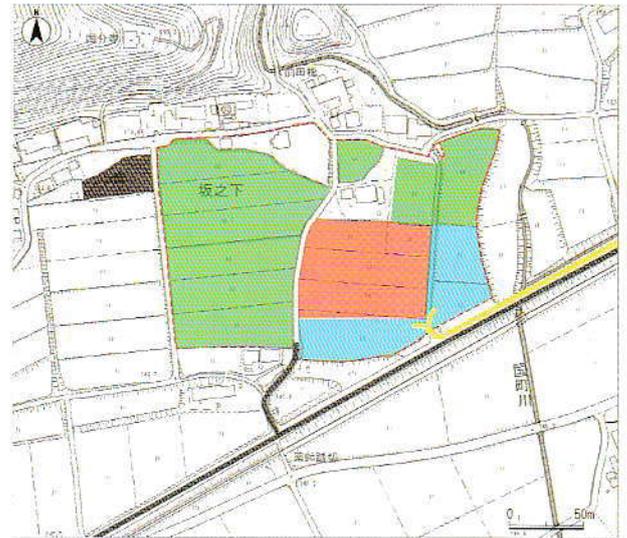
古代伊賀国を知るための重要な遺跡として、地下の遺構をしっかりと保存しながら、後世に伝えるため、伊賀国庁跡の中心部分の公有化を進めるとともに、

2010・2011（平成 22・23）年度に『史跡伊賀国庁跡保存管理計画書』、2014・2015（平成 26・27）年度に『史跡伊賀国庁跡保存整備活用基本計画』を策定し、整備・活用方針を検討してきました。

これらの計画では、史跡整備にあたって伊賀国庁成立の歴史的背景や、古代伊賀国のしくみなどを学ぶことができるようにすることを目的として、①地下遺構の保護 ②地域住民の憩いの場となるような史跡公園整備 ③市民にも分かりやすい遺構表示 ④周辺の集落や風景と調和した史跡公園整備 ⑤府中地区の遺跡と関連づけた整備 を目指して取り組むこととしています。

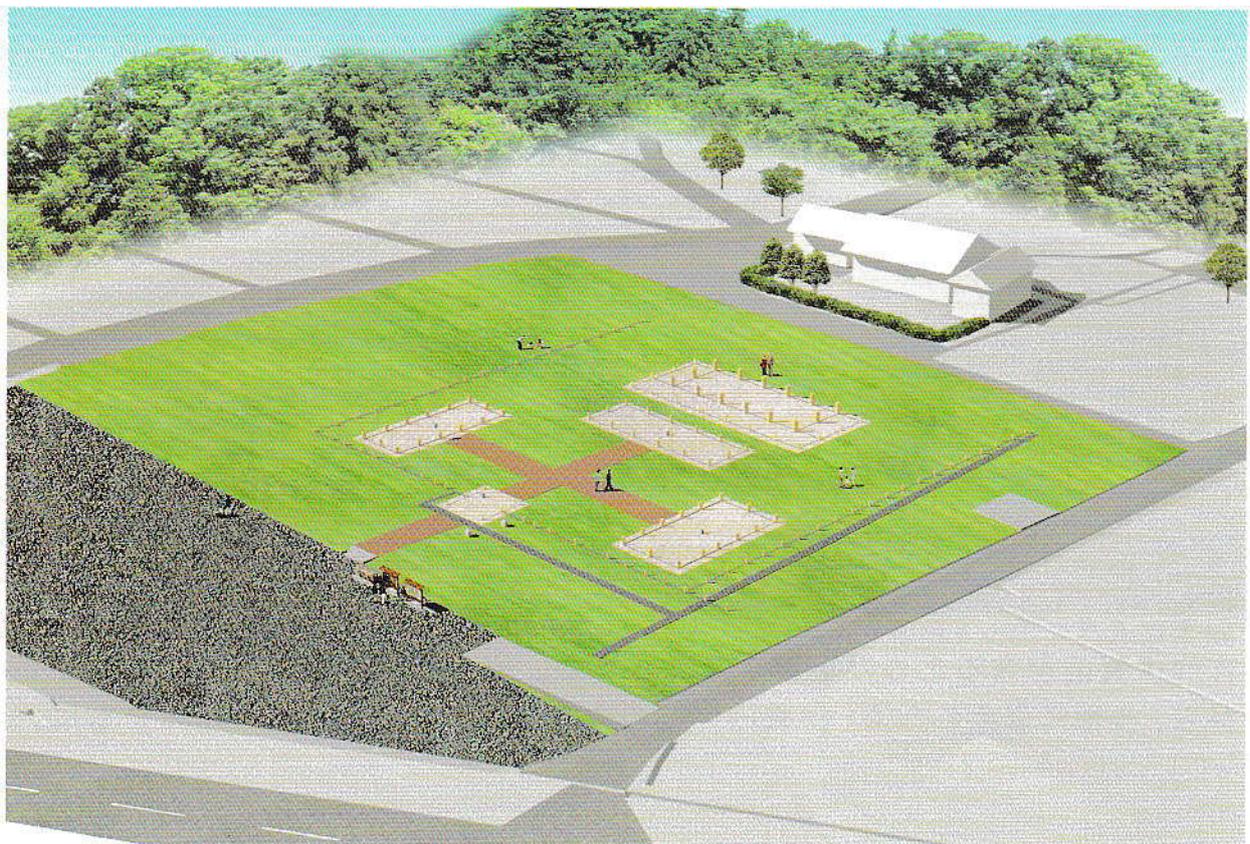
平成 30 年度には、国庁跡の正殿や前殿、脇殿など主要建物を遺構表示することを盛り込んだ基本設計を策定しました。平成 31 年度は、より具体的な実施設計に入る予定です。

現在、地域のみなさんと文化財ウォークや講演会を通じて、地域の歴史や文化財を学び理解を深める活動をしています。今後も伊賀国庁跡の保存・活用のため、整備事業へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



橙色：遺構表示ゾーン 青色：エントランスゾーン
緑色：歴史交流広場ゾーン

伊賀国庁跡の現況（着色は公有化部分）



伊賀国庁跡整備完成イメージ